

## (d) 86 年中間選挙と政治再編成

86 年 11 月の中間選挙では、上院 34 議席、下院全議席（435）が改選されるが、上院で共和党が現在の優位（53：47）を維持できるかが焦点となっている。特に共和党は 22 名の改選議員を抱えており、既に予算審議の過程等において、改選共和党議員を中心に選挙を意識した動きも見られた。

## 【参考文献】

経済白書[各年版]、経済企画庁。

ストックマン、D.A. [1987]、「レーガノミックスの崩壊」、株式会社サンケイ出版。

世界経済白書[各年版]、経済企画庁。

通商白書[各年版]、通商産業省。

土志田征一[1986]、「レーガノミックス」、中公新書 820、中央公論社。

斎藤精一郎[1981]、「サプライサイド・エコノミックス 最新アメリカ経済学事情」、日本経済新聞社。

小椋正立[1981]、「サプライ・サイド経済学 レーガン経済政策の本質」、東洋経済新報社。

## 第 4 章 日米貿易摩擦

### 第 1 節 日米経常収支不均衡の拡大

米国の経常収支は第 2 次世界大戦後 1960 年代までほぼ一貫して黒字基調にあったが、1960 年代後半から黒字幅が縮小傾向を辿るようになった。1970 年代に入ると 1971 年から 1972 年及び 1977 年から 1979 年にかけて赤字が発生するようになった。さらに 1980 年代に入ると 1980 年、1981 年と若干の黒字を記録したあと、1982 年には景気が後退局面入りしたにもかかわらず経常収支は赤字となり、景気回復期に入った 1983 年以降は赤字幅が急速に拡大し、1984 年上期の赤字は年率 880 億ドル（対 GNP 比 2.4%）と記録的な額になった。

1984 年度の世界経済白書によれば、米国の赤字の過半は国内要因によるものとされている。すなわち米国の経常収支赤字は 1981 年から 1984 年上期にかけて約 940 億ドル（年率）悪化しているが、このうち約 320 億ドルは米国と貿易相手国との景気拡大速度の差や中南米諸国の累積債務問題等といった循環的要因や特殊要因によって説明される。しかし残りの約 600 億ドルの赤字は米国の投資超過幅が拡大したことによってもたらされた。米国国内における投資超過は実質高金利をもたらし、実質高金利はドル高を招き、その結果、経常収支の赤字を生み出したのである。さらに同白書は、国内投資超過の拡大によるとみられる約 600 億

ドルの経常収支赤字のうち、半分弱は財政赤字の拡大等によって、半分強はインフレの鎮静化、期待所得増加率の上昇、投資の期待収益率の上昇というアメリカ経済の基礎的条件の改善によってもたらされたとしている。

一方、日本の経常収支は1960年代後半以降二度の石油危機の時期を除けば、黒字基調を保っていた。特に石油危機を境に、日本の経済成長率は鈍化し民間投資が減速した一方で、貯蓄は高水準を続けたため、国内は貯蓄超過経済になっていった。他の先進国がスタグフレーションに悩む中、日本は外需主導型の景気回復の傾向を強め、経常収支の大幅な黒字を記録するようになっていった。第2次石油危機後についてみても、経常収支は1981年から黒字に転じ、黒字幅は1983年以降急速に拡大し、1984年上期には年率336億ドル、その対GNP比は2.7%に達した。このような日本の経常収支の動きは米国のそれとちょうど正反対のものになっている。

日米の経常収支が正反対の方向に振れた原因は、1984年の世界経済白書の分析によれば、

①日米の景気動向の違い等一時的な要因

日本の最大の貿易相手国である米国の景気拡大が急速であったことが日本の輸出を増加させ、黒字を拡大した。

②日米の産業構造・貿易構造等の経済構造の変化などを背景とした経済の基礎的条件の変化の相異等

日本において、省エネルギー、省資源技術や先端技術の積極的導入等により、動的な比較優位に合致した方向へ産業貿易構造が高度化したことが貿易黒字の原因になった。特に自動車産業や電子電機機器産業の伸長は目覚しく、この時期日本製品が世界の市場でシェアを高めている。

③アメリカ経済の高金利・ドル高

世界全体でみると貯蓄と投資は必ず均衡するため、アメリカにおける投資超過の拡大は、金利上昇、アメリカへの資本流入を通じて必然的に他国の貯蓄超過を拡大する。したがって、経済の基礎的条件の改善や財政赤字の拡大等によるアメリカの投資超過の拡大に伴い生じた高金利・ドル高が日本に影響し、日本の貯蓄超過をもたらしている。

米国の財政収支（連邦、州、地方政府）は、1978・79年と黒字であったが、レーガン政権による減税の実施等により急速に赤字幅が拡大した。一方、投資の期待収益率の上昇、インフレの鎮静化等経済の基礎的条件の改善により民間設備投資が増加した。この結果、国内投資超過額が急速に拡大し、高金利、ドル高を通じ経常収支を赤字化させた。

一方、日本においては産業構造、輸出入構造の高度化等もあって、経常収支黒字並びに国内貯蓄超過の傾向が強まった。

日本の部門別貯蓄・投資バランスをみると高度経済成長の終焉に伴い、民間部門の貯蓄超過は1970年代後半に急速に拡大した。一方、政府部門については、

第1次石油危機後、財政赤字が大幅化していたが、その後、財政改革の推進により、1979年以降赤字幅は徐々に縮小した。したがって日本の貯蓄超過傾向は強まる方向にあったといえる。

1984年度の世界経済白書によれば、「近年における日本とアメリカの経常収支の対照的な動きは、景気変動等の一時的要因によるところもあるが、財政赤字がアメリカで大幅に拡大したため、高金利、ドル高を招いたこと、1970年代後半の個人貯蓄率の低下がアメリカに比べ日本では、緩やかなものになったこと等が影響していると考えられる。さらに、日本国内の貯蓄超過の拡大にもかかわらず日本の実質金利が相対的に高止まっていることから、アメリカの投資超過の拡大が高金利、ドル高をもたらし、日本の経常収支黒字を拡大している面もかなりあると判断される」となっている（図表4-1、4-2）。

## 第2節 戦後の日米貿易摩擦

上記のように1980年代に入ると米国の経常収支の赤字の拡大と日本の黒字の拡大が顕著になったが、これは1970年代から日米間で燻ってきた貿易摩擦を一層激化させるもとになった。

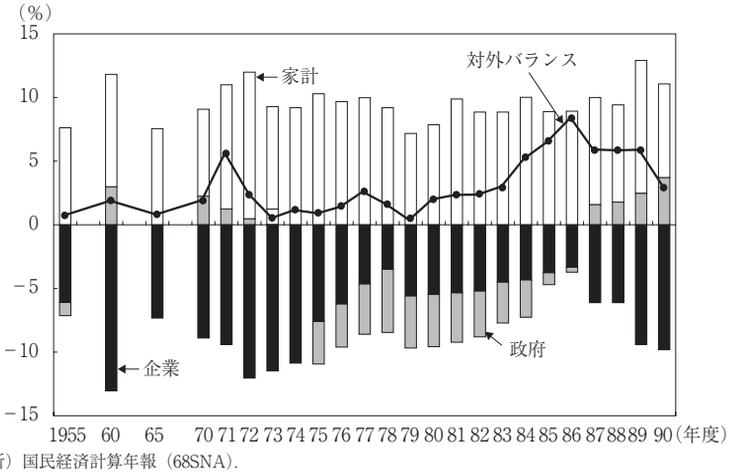
日米間の貿易摩擦は1950年代まで遡ることができる。

### (1) 繊維摩擦

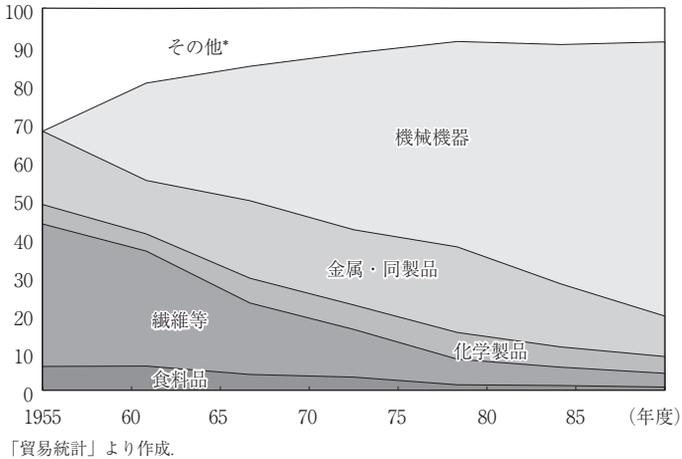
1950年代、日本は綿製品、合板、洋傘骨、金属洋食器等の労働集約的な品目の輸出で外貨を獲得し始めた。特に日本製の安価な女性用ブラウスは米国で人気を呼び、米国の繊維業界が議会に働きかけて輸出制限法案を成立させようとする動きを示したため、日本側が輸出自主規制を行って、保護法案の成立を回避するという事態が起きた。

その後、1960年代末から1970年代初にかけて再び繊維を巡る貿易摩擦が発生した。1968年の大統領選挙で、共和党のリチャード・ニクソンは、民主党の牙城であった南部の票を狙った作戦（「南部戦略」）を採用した。サウス・カロライナ州やジョージア州等の南部の主要産業の1つは繊維産業であり、そこでの票を獲得するために、日本などからの繊維製品の輸入を制限することを選挙公約に掲げたのである。これを踏まえて、翌1969年7月の日米経済合同委員会で、ニクソン政権の方から日本に対して繊維製品輸出自主規制に関する二国間協定締結が提案された。日本側は日本の輸出によって米国企業が大きな被害を被っていないこと等を理由に、協定締結に否定的な態度を示した。しかし、米国側の態度は頑なであり、大統領の選挙公約であったことや米国経済が後退局面入りしていたことなどを理由に、輸出自主規制を迫った。日本側は通商産業省も業界も自主規制協定に反対したが、佐藤栄作総理大臣は、繊維製品の輸出自主規制を受け入れることになり、1972年1月に政府間取り決めが調印された。なお、1969年（昭和44年）11月に行われた日米首脳会談の主題は当時米国の施政権下にあった沖縄

図表 4-1 日本の部門別資金過不足（対 GDP 比）



図表 4-2 日本の輸出構造の変化



の返還問題であったが、米国側は繊維摩擦問題を持ち出しており、当時、沖縄返還と輸出自主規制との関係について、「糸で縄を買った」など様々な憶測を呼んだ。

## (2) 鉄鋼摩擦

同時期に日本の鉄鋼製品も日米間での摩擦の原因になっていた。

1950年代の米国の鉄鋼産業は世界最大の生産量を誇り、空前の好況を享受していた。当時の鉄鋼産業は典型的な寡占産業であり、鉄鋼の製品価格はメーカーのコントロール下にあった。

こうした環境の下で企業は労働組合の賃上げ要求にも寛大に答え、コスト上昇

分は価格に転嫁した。また、当面の企業利益を最大化するために設備投資や技術開発を抑制した。ちなみに、1950年代から1960年代の米国鉄鋼産業労働者の平均賃金は日欧のそれをはるかに上回っただけではなく、米国内でも群を抜いていた。鉄鋼産業の平均賃金と製造業平均との乖離は1950年代で2割、1960年代には3割、1970年代には6割と年を追って拡大した。

一方、日本等のメーカーが争って導入していた連続鑄造設備について米国鉄鋼メーカーの関心は低く、他国では時代遅れになった平炉や小型高炉がなお幅を利かせる状態にあった。

こうした中で米国の鉄鋼価格は卸売物価をはるかに上回るスピードで上昇し、インフレの原因とさえ言われた。米国の鉄鋼産業の国際競争力は着実に低下した。1959年の116日にもわたる長期鉄鋼ストライキを契機に鉄鋼製品の輸入が急増し、その後もユーザー側は3年毎の鉄鋼産業の労使協定更新に備えて鉄鋼製品の入手先の多様化を図る動きを拡大させ、鉄鋼輸入は増加した。

もともと米国の鉄鋼業は、石炭や鉄鉱石等の原料の産地に近くまた大消費地である東部の工業地帯にも近いピッツバーグ（ペンシルヴァニア州）やヤングスタウン（オハイオ州）に集中して立地しているが、第2次世界大戦後の米国の工業地域は太平洋沿岸やテキサス等へと拡大していったため、米国の鉄鋼業の優位性は無くなっていた。

1968年、米国の鉄鋼メーカーは増加する外国製品の脅威に対抗するため、漸く製品値下げに踏み切るとともに、時のジョンソン政権に対して輸入制限措置を求めた。この結果、米国と日欧との間で輸出自主規制協定（1969年1月～1971年8月）が締結され、鉄鋼製品の輸入は1969年前年比22%減、1970年前年比5%減となった。しかし一方で品薄から国内鉄鋼価格は20%以上上昇することになった。このため米国消費者連盟は国務省、米国鉄鋼メーカー6社、及び日欧各社をシャーマン法違反で提訴するという一幕もあった。

1971年に協定の期限が切れたあとはダンピング摘発措置を盛り込んで独禁法を回避する輸入制限方式に切り替えられた。さらに1975年6月以降、米国の特殊鋼メーカーは全米鉄鋼労組（USW）の支持を得て、1974年通商法のエスケープ・クローズに基づいて輸入品による被害を訴えて保護措置を政府に申請した。この結果、日米間では市場秩序維持協定（OMA）が締結された。なお、EC側は協定締結を拒否し、一方的な輸出規制措置を採った。

日本が妥協的態度をとったことで米国メーカーの態度はさらに過激化し、1976年には対日ダンピング訴訟に踏み切った。しかしカーター政権は輸入規制の強化が鉄鋼価格の上昇を招きインフレに悪影響を与えることを懸念し、「鉄鋼問題特別委員会」（ソロモン委員会）を設けて問題を検討し、「トリガー価格制度」（TPM）を発足させ、数量規制ではなくダンピング輸入防止の観点から価格規制に切り替えた。トリガー価格制度とは、一定の基準価格（トリガー価格）を下回って鉄鋼製品が輸入された場合、自動的に政府当局がダンピング調査を開始する制度である。トリガー価格の設定に当たっては最も効率的なメーカーの生産コスト

が参考にされることになったが、日本のメーカーを狙い撃ちしたことは明らかであった。トリガー価格制度の下で輸入量は減少したが、トリガー価格は円高もあって上昇したため米国内の鉄鋼製品価格は15%も上昇し、米国メーカーを潤した。

日本からの輸入は減少したが、西欧、カナダ、アジア新興工業国からの輸入は増加したため、米国メーカーはこれを抑止する必要にかられ、1980年3月にUSスチールがECの主要メーカーに対してダンピング訴訟を起こした。政府がトリガー価格制度とは別にダンピング提訴を認めれば鉄鋼業界が二重の保護を受けることになるとして、商務省はトリガー価格制度を停止した。このため、USスチールはダンピング提訴を取り下げることとしたが、再開されたトリガー価格制度ではトリガー価格が停止前を10%余上回る水準に引き上げられ、また環境保護措置の達成期限も3年延期されることになり、米鉄鋼業界は所期の目的を達成したのである。

トリガー価格制度は1982年に廃止された。1984年になると新興工業国からの鉄鋼輸入が増加し、1984年上半期の輸入品のシェアは約25%となった。こうした下、米国は再び数量規制を開始し、この措置は1992年まで続いた。1984年1月にはベツレーム・スチールと全米鉄鋼労働組合（USW）が通商法201条に基づき救済措置を求めて米国国際貿易委員会（ITC）に提訴した。ITCは薄板等5品目について被害を認め救済勧告をレーガン大統領に提出したが、9月に大統領はこの勧告を退け、その代わりに輸出各国と個別交渉で輸出自主規制措置の合意を取り付けた。日本に関しては、規制水準を見掛け消費の5.8%とすること、規制期間は5年（その間、2回の見直し協議を行う）。規制開始は1984年10月1日に遡及する、等が合意された。

この間、米国の鉄鋼メーカーは輸出国の輸出自主規制やトリガー価格制度に依存するばかりで積極的な構造改善措置を採らず、鉄鋼製品価格の上昇で得た利潤も設備投資や技術革新に充てられることは殆どなかったといわれている。その典型はUSスチールであり、USスチールは鉄鋼業以外の部門への投資を熱心に実施した。

### (3) カラーテレビ

1960年代から1970年代にかけてテレビ受像機でも摩擦が発生した。

1956年、日本製白黒テレビの輸出が開始され、1960年には対米輸出が始まったが、同年米国電子工業会（EIA）が日本製テレビに対するダンピング提訴を行っている。EIAの対日ダンピング提訴は1968年にも日本のメーカー11社に対して行われており、1971年3月にはソニーを除く10社のカラーテレビについてダンピング認定が下されている。

カラーテレビを巡る貿易摩擦では米国の業界が、1968年の対日企業ダンピング提訴を始めとして、相殺関税法、エスケープ・クローズ、関税法337条等あらゆる法的救済措置を求める訴えを行っている。

米国の家電・電子業界にとっては、それまでもトランジスタラジオ、自動車用無線（CBR）、白黒テレビ等と、立て続けに日本製の輸入品にシェアを奪われてきており、カラーテレビはいわば最後の砦的な製品であった。米国のラジオ・テレビメーカーはRCAを除けば比較的規模が小さく経営の多角化や輸出市場開拓に遅れをとっていた。

1960年代初にはゼニス社が日本のニチメンや伊藤忠等の商社を通じて自社製品の対日輸出を企てたこともあるが失敗に終わっている。同様の試みは1960年代末にも行われたが結果は同じであった。成功しなかった最大の理由は日本の業界や通産省の抵抗だといわれている。

また部品の海外調達については、職場の縮小に繋がるものとして労働組合の反対が強かったが、メーカー側は輸入圧力に対抗するために必要との説明を繰り返していた。このため労働組合側でも保護措置を求める考え方が強まった。

第1次石油危機後の1975年、1976年には日本製カラーテレビが米国市場で爆発的に売り上げを伸ばした。安価であり、省エネルギー化が進んでいること等に加え小型であることが個人用需要にマッチしたからである。日本の各メーカーが製品にトランジスターを内蔵して品質の安定と向上を達成するなど技術革新に注力していたこと等が米国の消費者に評価されたわけであるが、一方で、米国のスーパーマーケットに対してボリューム・ディスカウントを武器に販売攻勢をかける等市場拡大に積極的な姿勢をとったことがシェア拡大をもたらした。もっとも後者については米国の業界よりロビンソン・パットマン法に基づくダンピング提訴が行われている。

1977年には日本製カラーテレビに関する市場秩序維持協定（OMA）が締結され、対米輸出台数が年間175万台に制限された。これを契機に日本メーカーの現地生産が本格化し、輸出は激減したため、対米自主規制は3年で終了した。この間、1960年代初には20以上あった米国メーカーはカラーテレビの分野から撤退するか消滅していき、最後まで残ったゼニス社も韓国メーカーに買収された。

1980年代になると日米貿易摩擦の激化は極限まで達した。先に述べたように日米間の経常収支ギャップが無視できないほどの規模に達したこともあるが、摩擦の分野が自動車や半導体等の米国経済の根幹をなす産業に及んだことがその背景にある。

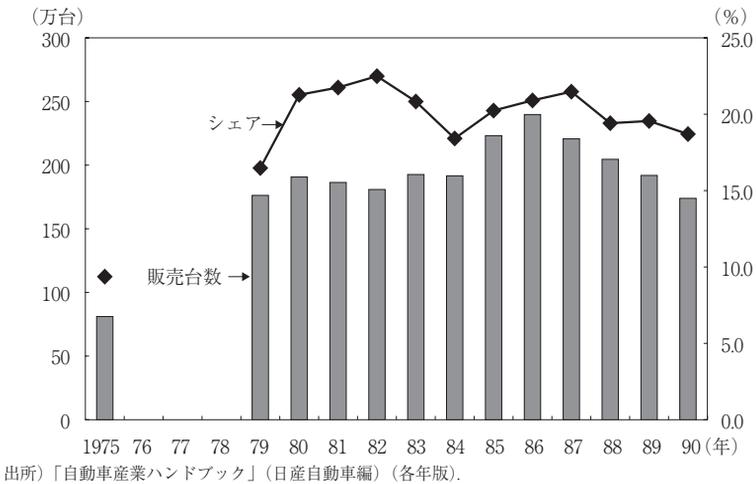
### 第3節 日米自動車摩擦

#### (1) 日米自動車摩擦の経緯

第2次世界大戦後、米国の自動車産業は長らく世界の最先端を走り続けた。

1950年代半ばより日欧から小型車の対米輸出が始まったが、ドイツ車のVW（フォルクス・ワーゲン）ビートル等一部を除けば米国企業の欧州工場からの輸入品であり、大型乗用車生産で巨額の利益を計上していた米国メーカーは静観を続けた。

図表 4-3 米国における日本車（乗用車）の販売台数とシェア



1960年代にはビッグスリーの下で乗用車の大型化と高級化が進行したが、その一方で若年層や有業婦人層を中心とした小型車需要が徐々に拡大していった。第1次石油危機以降、ガソリン価格の高騰により需要の小型車シフトが鮮明なものになり、第2次石油危機を経てその傾向は一段と強まった。

こうした需要の小型車シフトにビッグスリーが適切に対応できなかったために、外国製の小型車のシェアが拡大した。ビッグスリーが小型車シフトに後れを取った原因は様々にある。

1950年代末には輸入車のシェアは10%超あったが、ビッグスリーはこれに対抗すべくファルコン(フォード)、コルベア(GMシボレー)、ヴァリアント(クライスラー)等の小型車を開発して輸入車のシェアを5%まで引き下げることに成功している。しかしそれ以降ビッグスリーは製品の大型化・高級化に邁進した。その原因として、きわめて戦闘的な米全米自動車労組(United Auto Workers, UAW)に対処していくためには生産性の伸びを上回る賃金上昇を受け入れざるを得ない場合が多く、そのためには高利潤が保障される高級大型車の生産に軸足を置くことが要請されたことがある。

第1次石油危機によるガソリン価格高騰などで小型輸入車のシェアは19%にも拡大したが、ビッグスリーは、石油危機による燃料価格の高騰は一時的現象である、高利潤追求のためには大型車中心主義は捨てられない、小型車の供給は日本等のメーカーに委託すればよい、等の考え方から小型車開発には殆ど注力しなかった。正確にはビッグスリーでもこの時期小型車の開発が試みられたが、いずれも輸入車のシェアを縮小させるほどの成功は納めなかった。

輸入車のシェアは1978年には18%であったが、1980年には26%へと急拡大した。輸入車の増加はビッグスリーに対して大きな打撃になり、各社はレイオフを余儀なくされたほか、3番手のクライスラーは倒産の危機に瀕した。日本の自

自動車メーカーに対する米国からの現地生産の要請に日本側が渋り続けている間に状況は益々悪化した。特に自動車製造関係者の対日感情は極度に悪化し、労働者によって日本車をハンマーで叩き壊すデモンストレーションが行われたり、また日本人に間違われた中国人の青年が殺害されるといった事件まで発生した。

## (2) 自動車輸出の自主規制

日本車の輸入規制は、それ以前の米業界等の様々な提訴の圧力が累積して行った結果と考えられる。

既に1975年にはUAWが日本車についてダンピング提訴をしており、1979年にはUAWのフレーザー会長が日本の自動車メーカーに対して対米直接投資による「現地生産か輸出制限か」の選択を迫る発言をしていたが、1980年にはフォード社とUAWが共同して1974年通商法301条に基づいて日本車輸入の増大からの救済措置を政府に要請した。これに対する米国国際貿易委員会(ITC)の裁定は、「米国車不振の原因は、内需の落ち込みと石油製品価格の高騰に伴う需要の小型車シフトに対して、メーカーの対応が遅れたためであって、輸入車の増加によるものではない」というものであった。このため、米国政府は日本車の輸入制限措置を採ることが不可能になり、対日交渉で日本側から輸出自主規制を導き出す方針を採るようになった。

1980年9月2日、大統領選遊説中のレーガン共和党候補が自動車産業救済を公約に掲げた。また、同年12月2日には下院が日本製小型車及び小型トラックの輸入制限交渉の権限を大統領に与える決議を圧倒的多数で可決している。

1981年に大統領に就任したレーガンは自動車問題について閣僚レベルのタスクフォースを設置して検討を開始することとし、委員長にはドリュー・ルイス運輸長官を任命した。

これに対して、上院財務委員会国際貿易小委員会のジョン・ダンフォース委員長は最早、行動のときであるとしてレーガン大統領の措置を批判し、3年間に涉って日本車輸入を年間160万台に制限する法案を提出する予定である旨を表明した。

自動車タスクフォースでは日本車の輸入を規制する方向で検討が開始されたが、2月下旬に訪米した大来佐武郎対外経済関係担当政府代表(前外相)が米国側に、5月の鈴木総理訪米前までの問題決着を望むとの意向を表明したことから、米側は日本が自主規制を志向している感触を得た。

自動車タスクフォースでの検討では政権内部の意見対立が目立った。ボルドリッジ商務長官やブロック米国通商部(USTR)代表等は日本の自主規制を支持したが、デビッド・ストックマン行政管理予算局長やワイデンバウム大統領経済諮問委員会委員長などは市場メカニズムに委ねるべきであるとしていたのである。3月19日のタスクフォースで自主規制が選択され、大使館やUSTR経由で日本側にも意向が伝えられた。

1981年5月、レーガン大統領は自動車産業救済策を公表したが、この中で日

本側に輸出自主規制を求めている。これに対して、日本の通産省がまとめた輸出自主規制案は、米国メーカー再建のために時間を貸すとの観点から日本メーカーが対米輸出を自主規制するというもので、1984年度以降3年間に涉り対米輸出台数を168万台にするというものだった。1984年には輸出自主規制措置が1年延長されることになったが、輸出枠は185万台に拡大された。こうした結果、米国議会の輸入割り当て法案は棚上げとなった。

1985年の日本車の輸出自主規制措置の期限切れを控えて、3月1日、レーガン大統領は日本に対して自主規制の延長を求めないとの発言を行った<sup>3)</sup>。このレーガン大統領の発言の趣旨は大幅減税の効果によって消費や設備投資が1982年末から回復に転じたことをアピールすることであり、その象徴として輸出自主規制が不要になった米国自動車産業の業績の復調が取り上げられたのである。

しかし日本側はそのサインを見逃し、同年3月28日に通産省が「日本の独自判断によって輸出自主規制を延長する」こと及び「節度ある輸出の過渡的措置として規制枠を230万台に拡大する」ことを発表した<sup>4)</sup>。この措置は米国政府の自由貿易論者に非常な不快感をもって迎えられ、議会では対日報復決議案の採択等が行われ、日米関係は急速に悪化した。

日本車の輸出自主規制はその後様々の経緯を経て都合13年間実施され、1994年3月に撤廃された。

輸出自主規制が日米の自動車メーカーに及ぼした影響を見てみると、まず、米国ビッグスリーについては1982年末から米国の景気が拡張局面に入ったことや便乗値上げ等によって記録的な収益を上げた。しかしその収益は経営者の法外なボーナスや、従業員の賃上げ、他分野への投資などに充てられ、本来分野への投資や技術開発には消極的な態度が採られたため、米国自動車産業の回復には繋が

### 3) 1985年3月1日の大統領声明。

私は本日、日本の自動車輸出自主規制その他の市場アクセス問題を含む日米貿易の多くの検討問題について結論を下した。私は、自由で公正な貿易の原則を維持することが世界の消費者の利益になることを確信して、この結論を下したのであって、世界貿易システムの一層の自由化については、今後も積極的に支援を続ける所存である。この意味で、日本に対して、対米自動車輸出自主規制の延長を求めないというのが私の決定である。私は、1月2日ロサンゼルスで中曽根首相との間で得られた共通の理解に基づいてこの立場をとったのである。…私は、数週間あるいは数ヶ月さきには、現在進行中のハイレベルの協議で日本からの相互的扱いが得られることを期待している。

### 4) 自動車輸出自主規制継続問題、対米自動車輸出自主規制継続に関する村田（敬次郎）通産相談話（1985年3月28日）。

「…私はより自由な貿易の実現を通じ、有効な競争の増大、消費者利益の増進を図ることが重要であると認識するものであるが、他方、現行規制措置の終了直後においては、日本車に対する需要が根強い中で米国向け乗用車輸出が急増し、米国自動車産業を巡る混乱を招くことが懸念される。このような事態が生ずることは、日米それぞれの経済において重要な地位を占め、また近年とみに相互の協力関係が進展しつつある両国自動車産業及び日米関係の長期的発展にとって、好ましくないことは明らかである。

通産産業省としては、このような輸出急増の事態を回避しつつ、自由な貿易を実現するための過渡的措置として、わが国独自の判断に基づき、1985年度においては、節度ある米国向け乗用車輸出を確保するため、自動車企業各社に対し個別に慎重に輸出を行うよう指導することとする。」

らなかった（ちなみに、トヨタ等の日本メーカーの生産方式を研究して米国メーカーが本格的な経営革新を図ったのは、1985年からMITを中心に実施されていたIMVP（国際自動車プログラム）の結果が1990年に「The Machine that changed the World」という報告書として取りまとめられた後のことである。）。

日本メーカーは輸出台数制限に対応して輸出モデルの高級化を図る一方、国内では生産工程の合理化を徹底させることでコスト削減を図ったことにより、売り上げ増加とコスト削減によって利益が増加した。日米両国の自動車メーカーは事実上のカルテル結成によってそれぞれが利益を得たわけである。また、日本のいすゞ自動車を傘下に入れたGMは日本車輸入の増枠を求めるなど、米国メーカーは小型車に関して日本依存を強めた。

日本メーカーの現地生産については、まずホンダが1982年11月からオハイオ州で現地生産を開始し、トヨタや日産がこれに続いた。この結果、日本からの輸出は減少し、規制の意味がなくなったため1994年に撤廃されたのである。

### (3) 日米貿易摩擦の激化の裏側

先に、1985年3月に米国側が自主規制撤廃の決定を表明したにもかかわらず、日本側が自主判断で規制の増枠延長に踏み切り、日米関係が悪化したと述べた。この事件は貿易摩擦全体を巡る米国と日本の思惑のすれ違いを象徴するものであり、米国の事情を理解する上できわめて重要な出来事である。

この間の経緯については「日米経済摩擦」（船橋[1981]）や「日米欧の経済摩擦をめぐる政治過程」（NIRA[1989]）に詳しいので、それらの記述を基に状況を整理する。

1984年11月の大統領選以前において、ミシガン州選出の両院議員やビッグスリーの会長から大統領宛に自主規制延長を要請する書簡が出されていたが、各省調整会議（IG）等の政府内での議論では日本車の輸出自主規制問題は議論されていなかった。

その後、日米首脳会談を控えて自主規制問題の検討が開始されたが時期尚早ということで結論は出ず、結局、日米首脳会談は「日米双方の市場開放」を謳うセレモニーとし、自主規制問題は持ち出さなかった。そもそも、1984年半ばまでにビッグスリーの業績は著しく回復してきており、かつての規制論者の多くも自主規制延長の必要性を認めなくなっていた。

さらに、1985年1月のロサンゼルス首脳会談での主要議題とされたMOSS協議は日本の市場開放を狙ったものであるから、同じ会談で米国の輸入規制を取り上げるのは拙いと考えられたわけである。

ロサンゼルス首脳会談の準備段階では閣僚から自主規制撤廃の引き換えに日本市場の開放を強硬に要求するという戦略が提示されたが、レーガン大統領はこれを退けている。首脳会談では中曽根首相の方から貿易摩擦問題が持ち出され、米国が抱える問題に理解を示すとともにMOSS協議（市場志向型個別分野協議／Market-Oriented, Sector-Selective talks）の開始について合意が形成された。

レーガン大統領も自動車輸出自主規制問題を市場開放問題の取引材料にすることなく、日米首脳間で、二国間の不均衡問題の解決には輸出規制よりも輸入拡大がより重要であるとの共通理解が示された。

その後、1月31日及び2月19日のホワイトハウス内でのCCCT-TPC<sup>5)</sup>合同会議の検討では、自主規制継続は合理的な決定ではないとの方向が打ち出された。その理由は、日本側から自主規制廃止後も輸出増加を控えるとの意向が伝えられたこと、及びビッグスリーの業績回復である。この点については、レーガン大統領は1985年2月6日の一般教書で「米自動車産業は組立ラインを一新し、労働生産性を高め、競争力を回復した」として、米自動車産業の再生を宣言している。さらにビッグスリー内部での利害対立もあった。すなわちゼネラルモーターズ(GM)は日本のいすゞやスズキから小型車を調達しており、輸出自主規制には反対の立場をとったのに対して、フォードとクライスラーは自主規制延長を望んでいたのである。

ブロック USTR 代表は、輸出自主規制は当初3年間だけの約束であり、1984年度は選挙対策のために延長しただけであり、かつこの間、ビッグスリーの経営者がこの措置によって法外なボーナスを得たこと等問題があり再延長しないとの見解であった。また、彼は日本側が自主規制の再延長を望むのは自らの利益になるからだと指摘していた。

ベーカー財務長官は当初規制派であったがその後撤廃派になった。財務省スタッフは自由貿易派が多く、またベーカー長官自身 MOSS 協議の提唱者として日本に市場開放圧力をかけるためにも規制撤廃を望んだのである。

商務省では、ボルドリッジ長官は規制延長派と見做されていたが、規制を巡っては日本のメーカーへの OEM の度合いでビッグスリーの間で見解が異なり、明確な態度をとりにくかった。オルマー次官は MOSS 協議の責任者として日本市場開放の圧力をかける観点からは自由貿易派である必要があるため規制延長に反対しており、MOSS 協議における USTR との主導権争いを制するという思惑もあった。

ホワイトハウス内でのこうした検討状況は議会関係者にはきわめて不評であり、上院商業委員会のダンフォース新委員長はビッグスリーの回復を見て自主規制延長は不相当と判断したものの、一方で巨額化する貿易赤字の現状に鑑みて、何の見返りもなしに規制を撤廃しようとしているホワイトハウスは無責任と非難し、自主規制廃止と日本市場開放をリンクさせる法案を提出した(1985. 2. 1)。

1985年3月1日の大統領発言は、「自動車輸出自主規制問題と他の市場開放問題を含む日米貿易摩擦関係の様々な要素を検討」した結果、「日本側に輸出自主規制の延長を望まないとの決定」に至ったというものである。同時に大統領は MOSS 協議で日本側が見返りとなる対応をとることを期待することを表明している。

5) CCCT : Cabinet Council on Commerce and Trade, TPC : Technical Program Committee.

規制撤廃を決定した米国側の事情を見ると、まず、レーガン大統領は圧倒的な勝利によって第2期目に入ったが、第1期目の成果を誇示するスローガン「蘇るアメリカ」は1月の一般教書にも触れられた米国自動車産業の再生等によって証明されており、日本製自動車の輸出自主規制の撤廃はそれをアピールする何よりの機会であると考えていたのである。また1985年に自主規制を撤廃しておかないと、大統領選挙や中間選挙の日程から見て次は1989年まで待たねばならないことになるという理由もあった。

こうした中で前述のような通産省の措置が発表されたわけであるが、米国側は「本件について日本からの正式通告はない」（スピークス副報道官）とその扱いはきわめて冷淡であった。

レーガン大統領にすれば輸出自主規制の延長はMOSS協議による市場開放の代替にはならず、また230万台への増枠は規制に値しないとして、日本側の措置に失望したといわれている。

また、もともと規制延長論者であったビーバー UAW 会長が増枠延長を酷評したのは当然であるが、規制撤廃派の米国国際自動車ディーラー協会（AIADA）マクスウェル会長も「（日本の）決定はあらゆる人を怒らせるもの」と批判している。

日本の通産省の思惑は、1985年に増枠延長して1986年に規制撤廃の予定だったといわれる。当初、通産省内では、政府主導の自主規制継続論（機械情報産業局）と業界主導の自主規制継続論（通商政策局）があったが、次年度の輸出見通しに関する業界ヒアリング等から業界任せにはできないと判断して、通産省が規制枠を決める方式を採った。規制撤廃後の輸出急増についての懸念は措置発表時の村田通産相の談話でも触れられている。通産省としては1985年に230万台まで増枠しておけば、その後規制を撤廃しても輸出増にはならず、摩擦再燃もないだろうとの目論見だった。また、増枠規模についてはGMやクライスラー等の日本メーカーからのひも付き輸入の増加をも考慮した結果である。さらに、中曽根総理の腹案は210万台であり、230万台というのは通産省ペースの政策決定であったこと、米国側の問題窓口が一本化されておらず日本側とのすり合わせが困難であったこと等の事情が指摘されている。

いずれにせよ米国の攻勢激化の中で、規制撤廃後の輸出増による摩擦再燃を恐れた通産省が採った窮余の一策が、米国にとっては最悪の提案になったのは、米国の様々な関係者から建前と本音が交錯した見解が伝えられたため真意の読み取りが困難であったこと、日本の関係者が米国の政策決定過程を正確にフォローしていなかったこと、等に原因があり、この出来事は日本の外交情報収集・分析システムの欠陥が露呈したケースといえる。

輸出自主規制措置は1986年に同枠延長されたが、中間選挙を控えて米国側にも必要悪と認識が広まり、殆ど議論もなく受け入れられた。つまり好ましくない手段である自主規制を望んで実施するのは日本であり、それによって米国の自動車業界や労働組合の矛先が政府に向かなくなるのであれば結構なことだ。しかも

米国政府は自由貿易主義を遵守したということで優位性を保てるというわけである。

自由貿易を標榜するレーガン大統領がもたらした貿易赤字の後始末の役は通商政策に割り当てられ、さらにその実効は日本の輸出自主規制によって担保されるというきわめて奇怪なドラマであった。

一方、米国議会では自動車の輸出自主規制の延長を求めないとの決定（3月1日）が下されたあと対日不満が急拡大した。大統領は自由貿易の守護者として後世に名を残すとしても、1,300億ドルもの貿易赤字への対処を何も考えていないのは無責任であるとの批判が高まったのである。当時、保護主義的通商関連法案は300本以上も提出されたといわれ、この時期、訪米していた大来佐武郎元外相はこのワシントンの雰囲気「開戦前夜」と評した。

日本の対米自動車輸出の増枠延長が発表された直後の3月27日には上院財務委員会では対日制裁決議が全会一致で可決され、翌日には上院本会議で対日報復決議が92対0で可決された。このような議会の激しい批判は同年9月のレーガン政権の新通商政策を導き出すことに繋がったといわれる。

船橋[1987]によれば、米国における「経済外交のドブ板政治化」あるいは「ハイ・ポリティックスのローカル・コンテンツ化」といわれる現象が米国で進行していたことが日米経済摩擦の解決を困難にした。すなわち個別・地域的な案件が外交のチェスボードの上で他との比較衡量のプロセスを経て、総合化されていくのではなく、様々なローカル・コンテンツ（既存土着制度・利害）がハイ・ポリティックスに生のまままで顔を出すようになった。

こうした現象は1970年代後半から1980年代になってより顕著になったが、その背後にはこれまで外交問題を牛耳っていた議会の長老の力が衰え、大量に新人が当選した結果、議会では小委員会の乱立等によって権力の分散現象が発生し、貿易摩擦問題でも解決に必要な凝集力を欠くようになったことがある。上院ではダンフォース議員（共和党、ミズリー州）等の保護主義者だけでなくバックウッド上院財政委員長（共和党、オレゴン州）もこの先頭に立っていた。

上院がこのような強硬姿勢になった背景を見ると、選挙区向けのアピールや対日市場開放交渉への圧力を強めるという動機がうかがえる。特に後者については日本への圧力とともに対日交渉で成果を挙げないホワイトハウスへの圧力という意味合いが大きかった。これについてはオルマー商務次官が「議会の対日圧力は日本との交渉上有利に働く」と議会証言していることからアベック共闘だという見方がある。ホワイトハウスや各省が議会の喰ったという噂は確かめようがないが、少なくともホワイトハウスが何の議会対策も講じなかったことだけは確実である。また保護主義の先頭に立ったのが民主党ではなくて共和党であったのは、レーガン政権によってもたらされた貿易赤字という失敗を隠して、民主党に対して優勢を保とうとしたためとも考えられる。

なお、こうした議会の過激な行動が直ちには具体的な措置を生まなかったという点では、その目的がアピールや圧力の誇示という見方が正しいであろう。ただ

し、何も起きなかったとはいえ、日本に同情的な見方は一切なかったことも正しく認識すべきである。

そもそも議会は当初からレーガン政権の通商政策に支持を与えていなかったが、レーガン大統領も議会の思惑を無視する傾向にあった。というより、レーガン大統領は通商政策に無関心であったといわれている。例えば、レーガン大統領は第1次政権で対日通商問題の先頭に立って活躍したブロック通商代表を通商問題が激化している最中の1985年3月20日に労働長官に異動させており、関係者から大統領が通商問題に無関心である証拠といわれた。

1970年代後半のカーター政権ですら、ストラウスという議会に強い人材をUSTR特別代表に据え、日本側の牛場信彦氏や大来佐武郎氏等との間で多角的貿易交渉の一環として牛肉やオレンジ等に関する交渉を行っており、ホワイトハウスにおける通商交渉リーダーシップの一元化と議会の保護主義への対応が図られていた。しかし、レーガン政権では、自由貿易派であり日米関係の維持を重視する傾向が強かった国務省の影響力が低下しただけでなく、商務省やUSTR、財務省などが入り乱れて通商交渉に参加し、政権内部での方針すら一本化されないという状況になった。

また、日本側では鈴木善幸首相の下で与党の政策策定能力の向上を目的に外交・通商問題に関しては「国際経済対策調査会」（江崎（真澄）調査会）が設けられ、党内の大物メンバー、族のリーダー等を結集した。審議の実質は各部会や族のメンバーに委ねられたが、調査会の議論がいわばガス抜き機能を果たしたことから、当初は金属バット問題等で一定の成果を挙げた。しかしその後の問題では、通産、郵政、大蔵、農林等の担当省が表舞台に立って個別問題について交渉することが多くなり、外務省等の活躍は殆ど見られなくなった。

## 第4節 日米半導体摩擦

### (1) 日米半導体摩擦の経緯

半導体は1950年代に米国で開発された分野であり、軍事・宇宙等の分野での米国の優位の基礎を形成する技術である。日本は米国に後れること3年で半導体の開発に着手し、1970年代後半には米国に迫る勢いを見せ、1978年には半導体貿易における米国の対日収支が初めて赤字になった（▲2,900万ドル）。1980年時点ではモトローラーが64KバイトのDRAM<sup>6)</sup>で最大のシェアを持っていたが、日本のNEC、日立、東芝も大量生産を開始し、1981年末には日本製品の世界シェアが70%にまで上がった。

こうした状況の下、危機感を持った米国の半導体業界内の対日強硬派6社は、1977年3月にSIA (Semiconductor Industry Association, 米国半導体工業会) を設立した。SIAは、同年4月に日本の輸入障壁や政府補助金問題を取り上げて対

6) DRAM: Dynamic Random Access Memory.

日批判を行い、6月にはロバート・ストラウス USTR 代表に日本の輸出攻勢に関する懸念を表明している。さらに1978年2月には米国政府に対して日本の輸入障壁の除去と市場秩序維持協定 (OMA) 交渉を訴えている。SIAによれば、1973年から1975年の半導体不況の時期に日本が行った設備投資によって過剰生産が起きたために米国半導体業界が苦境に陥ったというのである。しかし米国政府の対応は積極的なものではなかった。

1979年には上院財政委員会国際貿易小委員会と銀行・住宅・都市問題委員会国際財政小委員会が合同でコンピューターと半導体の国際貿易の動向に関する調査をITC (International Trade Commission, 国際貿易委員会) に要求し、1979年11月にその報告書「集積回路の世界市場に影響する比較要因」が提出された。この報告書では「米国の半導体産業の長期的安定は国際的な自由貿易システムの持続と技術開発の努力、設備投資に依存する」というもので、この結果、SIAの訴えは却下された。SIAは下院歳入委員会貿易小委員会の公聴会でも同様の訴えを行ったが、結果は同様であった。

その後SIAは日本のメーカーに対して反ダンピング訴訟を企てたが業界内部の意思統一ができずに、提訴は見送られた。

業界内の利害が一致しない点については、米国の半導体業界の構造が深く関わっており、日米半導体摩擦の性格にも影響している。

すなわち米国の半導体業界はマーチャントと呼ばれ、外販を専らとする専業メーカーとインテグレイティッドと呼ばれ自社消費のための製造を旨とするATTやIBM等のメーカーに分かれていた。マーチャントの方が規模も小さく、資金力でも劣るためにシリコン・サイクルと呼ばれる半導体特有の景気循環によって大きな影響を受けやすい。一方、インテグレイティッドの方は規模が大きだけでなく、日本から半導体を購入しており、日本製品の輸入規制という点ではマーチャントとは利害が一致しない。

ただし、日本に対する市場開放要求ということであれば両者の利害が一致するのである。したがって日米半導体摩擦は当初から日本市場の開放が大きく取り上げられたのである。

なお当時の日本の半導体産業では、殆どが総合電機メーカーといわれる大手メーカーが自家消費と外販の両方を行っており、資金力や人材等の面では米国のマーチャントといわれるメーカーよりも優位に立っていた。すなわち大規模メーカーであることから資金調達や人材確保では規模の利益を享受しやすく、また様々な部門を併営していることから範囲の経済も享受しやすかったのである。半導体産業では製造における学習効果が大きいため他社に先んじて販売を開始すれば独占的な地位を得ることができ、大きな利潤が約束される。日本の各メーカーは豊富な資金力を活かして積極的な技術開発と設備投資を行い、米国の半導体専業メーカーを圧倒するようになっていったのである。

企業の規模や経営形態以外にも日本企業のキャッチアップを説明する要因がある。佐藤[1987]によれば、米国の半導体産業の揺籃期には、それ以前の技術ス

図表 4-4 半導体メーカーの世界売上高ランキング

	1980	1986	1992	1998	1999	2000
1	テキサス・インスツルメント (米国)	NEC (日本)	インテル (米国)	インテル (米国)	インテル (米国)	インテル (米国)
2	モトローラー (米国)	東芝 (日本)	NEC (日本)	NEC (日本)	NEC (日本)	東芝 (日本)
3	フィリップス (蘭)	日立製作所 (日本)	東芝 (日本)	モトローラー (米国)	東芝 (日本)	NEC (日本)
4	NEC (日本)	モトローラー (米国)	モトローラー (米国)	東芝 (日本)	サムソン電子 (韓国)	サムソン電子 (韓国)
5	ナショナル・セミコンダクター (米国)	テキサス・インスツルメント (米国)	日立製作所 (日本)	テキサス・インスツルメント (米国)	テキサス・インスツルメント (米国)	テキサス・インスツルメント (米国)
6	東芝 (日本)	ナショナル・セミコンダクター (米国)	テキサス・インスツルメント (米国)	サムソン電子 (韓国)	モトローラ (米国)	ST マイクロ (スイス)
7	日立製作所 (日本)	富士通 (日本)	富士通 (日本)	日立製作所 (日本)	日立製作所 (日本)	モトローラー (米国)
8	インテル (米国)	フィリップス (蘭)	三菱電機 (日本)	フィリップス (蘭)	インフォニオン (独)	日立製作所 (日本)
9	フェアチャイルド (米国)	松下 (日本)	フィリップス (蘭)	ST マイクロ (スイス)	ST マイクロ (スイス)	インフォニオン (独)
10	インフォニオン (独)	三菱電機 (日本)	松下 (日本)	インフォニオン (独)	フィリップス (蘭)	マイクロン (米国)

出所) FACT BOOK 半導体手帳 2004 年版 (半導体産業研究所)。

トックが大きな役割を果たしており、また、巨額の軍需が初期の高コストをカバーした。ちなみに日本の場合、米国の軍需の代わりとなったのは電卓等の民生機器であった。

成長期になると米国の半導体産業は世界規模での生産システムの構築を図るようになる。すなわち労働集約的な組立工程を東南アジアやメキシコに移転するようになった。ちなみに西欧諸国には市場支配を狙って一貫工場が設置されている。このほか独禁当局による ATT の特許公開命令や人材の流動化等による技術のスピンアウト等の多さも米国半導体の発展を支えた。

しかし、技術の成熟化に伴い、米国半導体の優位性は消滅していった。日本の例に見るように民需の比率の拡大に伴って軍需のもたらすメリットは相対的に縮小し、技術進歩と価格低下が激しい業界で優位を保っていくためには、技術開発や設備投資に要する資金調達力や製造技術力、販売力等の重要性が大きくなった。また、技術の高度化に伴い組立工程の自動化が進んだことによって、途上国での生産も優位性を失っていった。こうした状況は日米半導体貿易収支の逆転(1980年)や世界半導体販売ランキング(外販)の上位を日本のメーカーが占めるようになって行ったことによって裏付けられる(図表 4-4)。

なお、半導体は米国の将来を支える産業であり安全保障上の関心も大きい技術である。現に米国の国防総省は早くから半導体の多くを日本に依存するようになれば、安全保障上の重大問題になるとして、1979年から VHSIC 計画 (Very

High Speed Integrated Circuit, 超高速集積回路開発計画)に3億ドルもの巨費をつぎ込んでおり、1986年10月に富士通が仏のシェルンベルジェ社の傘下にあった米国のフェアチャイルド社を買収しようとしたときには国防総省の強い反対でご破算になっている。

ただし、佐藤[1987]によれば1984年当時でも米国半導体産業は世界の第一人者でありそのリーダーシップは当面揺るぎそうにはなく、日本の企業は製品市場のごく一部に進出して来たに過ぎなかったものであり、その時点では「アメリカの優位のなかでの日本の挑戦」にとどまっていた。

1980年の日米半導体収支の逆転等を契機に対日摩擦が激化した。

1982年、安倍(晋太郎)通産相がハイテク貿易摩擦の激化を懸念して日米ハイテク・フォーラムの開催を提唱し、1982年4月に「ハイテク産業作業部会」(U.S.-Japan Work Group on High Technology, HTWG)が設置され、同年11月には日米政府に対する勧告が出され、日米政府がともにこの勧告の実施について合意した。その主な内容は合同データ収集システムの設立(日米)(後に米国司法省によって不可とされた)及びハイテク製品の輸入促進措置(日本)であった。

この間も米国側からの対日攻勢は続き、超LSIプロジェクトの特許公開要求、日米半導体関税全面撤廃、「半導体チップ保護法」制定(米国、1984)及び「半導体集積回路の回路配置に関する法律」制定(日本、1985)等の動きがあった。

1983年末から1984年初まで日米の半導体産業はブームに沸いた。米国ではロサンゼルス・オリンピック、パソコンブーム、VTRブーム等によって景気が盛り上がり、日本の対米輸出は大幅に伸び、中でも半導体・ファクシミリ・VTRの増加が大きかった。しかし、1984年秋頃からブームに翳りがさし、また半導体では256 K-DRAMの登場で64 K-DRAMの価格が暴落した。この結果、米国の半導体産業は不況に見舞われ、モトローラーを除く全メーカーが赤字決算になった。その結果、日米半導体摩擦が激化する環境が出来上がったのである。

1985年3月には米国議会合同経済委員会の公聴会が開催され、その場にSIAは日本市場の閉鎖性を激しく批判する報告書を提出し、欧米市場では大きなシェアを持つ米国製半導体が日本市場では僅かなシェアしか持たないことの不当性をあげつらった。尤もこれは外販専業である米国の「マーチャント」と自家消費と外販を兼業する日本の総合電機メーカーとの差を意図して無視した立論であり、要は日本でのシェアを強引に要求する手口に過ぎなかった。しかしこの報告書が出された以降、米国議会では多数の対日制裁法案が提出されるようになり、1985年5月には下院で米国製半導体の日本市場へのアクセスを求める強硬内容の法案が可決された。

また、企業からの提訴も増加した。米国では1984年5月に「半導体チップ保護法」が制定されたが、これに基づいてインテルがNEC、モトローラーが日立に対して知的所有権侵害の訴えを起こした。また64 K-DRAMメモリではインテルやマイクロテクノロジーが対日ダンピング提訴を行った。1985年6月にSIAが通商法301条に基づく対日ダンピング提訴を行い、翌1986年6月には商務省

によってクロの仮決定が下された。1985年9月にはAMD、インテル、ナショナル・セミコンダクターによって日本製EPROM<sup>7)</sup>に関するダンピング訴訟が行われ、同2月には商務省が256 K-DRAMに関する独自調査を開始した。このように立て続けにダンピング提訴がなされたのは、先に述べた製品価格の下落と1984年末からの半導体不況の原因である。

当時の日本側の認識についてみると、官民とも、事態の原因は米国側の事実誤認にあり、通商法301条適用は不合理であると見ていた。半導体貿易は既に関税も撤廃されており、その他の輸入障壁も存在しないため政府交渉に馴染まないが、米国側がここまで強硬になっている以上、日米関係の維持の観点から止むを得ず交渉の場に出たというのが通産省側の正直な感想であった。

## (2) 日米半導体協定

第1回日米半導体協議は8月14日に行われた。交渉では米国側が日本市場へのアクセス拡大を執拗に求め、米国製半導体の市場シェアに対する保証を要求したが、日本側は市場メカニズムの結果各社の輸入努力の積み重ねが結果的に一定のシェアを形成するという方向が望ましい旨の反論を行い、交渉は難航した。

1986年5月28日の渡辺（美智雄）通産相とヤイター USTR 代表とのトップ会談で大筋合意が成ったあと、6月30日には事実上の合意が形成された。しかしながら、交渉の終局の7月30日に至って米国側が、日本からの対米輸出製品価格の監視対象からテキサスインスツルメントの日本法人出荷分を除外せよとの要求を持ち出したため、交渉は決裂寸前になった。

これについては、結局、田村（元）通産相とマンズフィールド駐日大使会談で事態收拾が図られるなど最後まで予断を許さぬ状況が続いたが、7月31日に最終合意が成った。この結果、商務省はEPROMや256 K-DRAMに関するダンピング調査で反ダンピング法の適用を一時停止することになった。

1986年9月2日に「日米半導体協定」が締結され、有効期間は1991年7月31日までの5ヵ年とされた。

協定の主な内容は、

- ①日本市場における外国系半導体の市場参入機会を拡大する
- ②ダンピングを事前に防止するため、日本政府は米国及び第三国向けに輸出される半導体の輸出価格等をモニタリングする
- ③米国政府は進行中の反ダンピング調査を中断する等である。

日本市場へのアクセス拡大については、日本政府は「日本国の半導体生産者及び使用者に対し、実際の販売実績と状態を改善しようと希望する外国系半導体企業の日本国における市場参入の機会が増大することを積極的に活用する必要性を

7) EPROM : Erasable Programable Read Only Memory.

認識させる」,「外国系半導体生産者が日本国の市場に参入する努力を行うのに際して販売に関する支援を与える機関を創設すること」及び「日本国の顧客との共同製品開発を含め,日本国の半導体購入者と外国系半導体生産者との間の長期的関係の促進を行う」ことが協定に定められた。なお協定中の機関については1987年3月に「半導体国際交流センター」が発足した。

さらに「日本国政府とアメリカ合衆国政府は,この分野における政府出資の研究開発に起因する特許を外国企業が利用する機会が十分かつ公正に与えられるべきであるとの決意を再確認する」という形で日本の超LSIプログラムなどの成果への米国側のアクセスを確保している。

また「両政府は,半導体生産能力の過度の増加を刺激する政策や計画を控えるとの強い意図を有するものである」の行は通産省の行政指導による日本のメーカーへの減産指導,事実上の政府主導カルテル行為を強要する意図が表れている。

なお協定では米国製半導体の日本市場におけるシェア保証については,何らの記述もないが,後に米側から公表された協定締結に際してのサイドレターでは,米国が20%のシェアを欲していること及びそれが達成可能であることへの言及があり,米国側はこれをもって日本政府の公約と主張した。

ダンピング防止については,米国市場はもとより第三国市場におけるダンピング防止が謳われている。

対米輸出については「日本国政府は,企業別の公正価額未満の価格での輸出を防止するために,日本国の法令の範囲内でとり得る適切な措置をとる」と定められ,日本のメーカーは米国メーカーにとって差しさりのない価格での輸出を義務付けされることになった。また米国側は第三国経由で日本製の廉価な半導体が米国に輸出されるという抜け穴を防ぐために,第三国市場での日本製半導体の価格監視を行うことを求めている。しかし,主権の及ばない第三国で日本の通産省が価格監視を行えるわけもなく,結局,通産省は「需給見通し」の名前の下に各メーカーの減産指導を行わざるを得なかった。

日米半導体協定は,米国議会等の保護主義圧力を背景に米国の担当者ができるだけ多くの得点を稼ぐとの態度で日本に対して実現の無理な要求を突きつけ,日本側が防戦一方に追い込まれた結果として締結されたものである。

### (3) レーガン政権の通商政策の変化

米国側の圧力の根源は議会ではなかった。前述のように1985年3月の日本製自動車の対米輸出規制延長問題で議会の意向を軽視したレーガン大統領は議会から強い反発を受けることになった。さらに1985年夏の補欠選挙で優勢と見られていた共和党候補が保護貿易を訴える民主党候補に敗れる等の事態のなかで,共和党議員の中にも保護主義が拡散していった。

レーガン大統領はこれまでの自由貿易主義を標榜するスタンスを変化させ,9月23日に新しい通商政策(「貿易政策行動計画」)を発表した(資料1)(資料2)(資料3)。この政策では,大統領は不公正な貿易障壁の根絶に注力することを表

明し、そのために省庁間ストライク・フォースを設置している。ストライク・フォースの責任者にはボルドリッジ商務長官が任命された。第2期レーガン政権では、リーガン財務長官の首席補佐官への転任とその後任のペーカー財務長官（前首席補佐官）の就任、ブロック USTR 代表の労働長官への異動等の一連の人事で自由貿易主義者が政策決定の中枢から外れたことで、より現実的な通商・経済政策を採ることが可能になったのである。

さらに大統領は12月6日に、ストライク・フォースの勧告に基づき商務省に対して日本製256 K-DRAMのダンピング調査権限を付与している。ストライク・フォースの設置はUSTRの交渉相手である日本政府への強いメッセージになったが、交渉を担当するUSTRにとっても圧力となり、ましてやその責任者が主導権争いの相手である商務長官であることは大きなプレッシャーになったことは想像に難くない。

NIRA[1991]によれば、この間、日本側は米国とは異なり与党自民党の出番は殆ど無く、交渉は通産省主導で進められた。半導体業界は市場価格やコストの変動が著しいこの分野で米国政府からダンピング提訴等で狙い撃ちされるよりは二国間交渉で「公正価格」を決めてもらった方がリスクが軽減されるとの期待があったため、ここでも通産省の主導権が維持された。しかし、米国では神話となっている通産省の行政指導の威力も価格、技術等すべての要素が日々変化して止まない半導体部門を相手にしては自ずと限界があったが、この点についての通産省側の自覚及び米国側の理解がないまま交渉が進行したことに大きな不幸があった。また輸出規制では効果を発揮した通産省の行政指導も米国製半導体の購入促進については殆ど無力であった。

しかし翌1987年4月中旬から米国は、外国系半導体の日本市場への参入が不十分であること及び日本企業による第三国市場でのダンピング販売が続いていることを理由に、米国産業が失った販売機会を相殺するための協定違反を理由に日本製のパソコン、カラーテレビ、電動工具に100%の関税を賦課することを内容とする制裁措置を発動した。これに対して日本側は措置の早期撤廃を図るために米国との協議を継続し、年内にダンピング部分の措置は解除されたが、対日市場アクセスに関わる措置の解除は後に持ち越された。さらに、日本側はこの措置をGATT違反として二国間協議を申し入れ、同年8月から協議が開始された。

また、同年4月、ECは日米半導体協定によってECのGATT上の権利が侵害される恐れがあるとの提訴に基づきGATTではパネルが設置された。このパネルで1988年3月に、日本政府による第三国向け輸出価格のモニタリング関連措置は総体としてGATT第11条に違反すること、対日市場アクセスに関する措置は差別的でなくGATT違反ではないこと等の裁定案が示され、5月の理事会で全会一致で採択された。

日米半導体協定は1991年に一部修正のうで延長されたが、1996年に至り日本の業界からの強い反対で更新されること無く終了した。

1986年の日米半導体協定がその後の日本の半導体産業の命運を左右する大き

な要素になったことは大方の認めるところである。1980年代に日本が得意分野としたメモリでは、協定の制約下にあった日本のメーカーを尻目に台湾、韓国の追い上げが加速された。また、日本のメーカーは米国が優位にあったMPU<sup>8)</sup>の部門への進出を抑制することで大きなビジネスチャンスを得ることになった。

## 第5節 MOSS 協議

1985年1月の日米首脳会談（ロサンゼルス会談）では、二国間の経常収支不均衡是正のためには輸出規制よりも輸入拡大の方が重要であるとの合意が形成され、「特に重要な分野における特別に緊急な努力」の具体化として電気通信、医薬品・医療機器、エレクトロニクス、林産物の4分野に関するMOSS協議（市場重視型個別分野協議、Market-Oriented, Sector-Selective talks）が設置された。各分野における数次の本会合、専門家会合を経て8月のハワイ全体会合において中間取りまとめが合意され、9月26日に報告書が正式に確認された。その後1986年1月10日、ワシントンで過去1年のMOSS協議がレビューされ、日米共同報告書が確認された。報告書ではMOSS協議に結果としてエレクトロニクス製品関税の20%引き下げ、通信機器、コンピューター関連品目の関税撤廃等の成果が確認され、日本市場へのアクセスに関する改善措置が新しい市場機会を提供するものとされた。

MOSS協議は、後述の日米円ドル委員会という個別分野方式の交渉で成果を挙げつつあった財務省のリーガン長官が、他の分野でもこの方式を採用すべきだとして推進したといわれる。

MOSS協議は純粋に日本市場へのアクセス拡大に焦点を当てたものであり、米国の貿易赤字がレーガン政権によってもたらされたドル高によるものだという非難に対して、赤字の原因は日本市場の閉鎖性にあるとの主張で対抗するためにも、リーガン長官にとって都合の良い戦略であった。MOSS協議で上記4分野が取り上げられたのは、これらを米国側が「米国が競争力を持ちながら対日輸出が増加しない分野」と見做していたことによるものであり、1986年5月には輸送機器（自動車部品）が追加された。米国側は数量制限や関税などの国境措置を撤廃しても、その奥に潜む日本市場の問題点があると考えていたが、とりあえずは政府の権限が及ぶ範囲での改善を勝ち取るという戦略であった。その後1989年に行われた日米構造協議（SII, Structural Impediments Initiative）では、このような限定は無く、日本の貯蓄投資バランスや商慣行等、およそ政府間交渉に馴染まないテーマが目白押しになった協議になっていった。

8) MPU : Micro Processing Unit.

(資料1) 米国の新通商政策 (「米国の新貿易政策に関するレーガン米国大統領の発表」)

(出典) 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室データベース『世界と日本』、  
日本政治・国際関係データベース

1. 今後とも自由かつ開放的な市場の促進に依拠することを確認するとともに、貿易相手国の不正貿易慣行に対しては断固として対処する。
2. 先般の301条ケースに言及しつつ、改めて外国の不正貿易慣行を注意深く監視し、必要な措置をとるようヤイター代表に指示した。また、財務長官に対しては、外国の混合借款に対抗するため3億ドルの基金を作るよう命じた。
3. 米国の貿易赤字の主因は、強い米国の経済的パフォーマンスと諸外国の弱い経済的パフォーマンスとが組み合わされたことによる。5ヵ国蔵相会議の成果に期待する。
4. 国務長官に対し日本との間で進められている特定分野の交渉(モス)に時限を設けるように命じた。また、USTR代表に対し、不正商品及び海賊商品についての交渉を早期終了させるよう命じた。また、政府部内に不正貿易慣行を発見し、有効な対処策を策定するためのタスクフォース(strike force)を作るよう命じた。
5. 行政府として自由かつ公平な貿易を促進するため、新法案を提案する。(新ラウンドのための授權、知的所有権の一層の保護、反ダンピング法、相殺関税法の改正[非市場経済対策等]、貿易関連法中の紛争解決条項の改正[紛争の早期解決]等)
6. 経済成長を阻害し、雇用を減じ、国際貿易を縮小させると信ずる法案には強く反対し、拒否権を発動する。
7. 自由な市場への障害を除去するため、ニューラウンドを軌道に乗せるための努力を一層強化する。同ラウンドにおいては、農産物、サービス、技術、投資及び成熟産業について障害が削減されることを期待する。
8. しかし、ニューラウンドが開始されない場合、あるいは、十分な進展が見られない場合には、地域的もしくは二国間の合意の道を探るよう指示する所存である。
9. 国内的には、引続き過剰な財政支出の削減、税制改革の推進に努める所存である。諸外国に対しては、ボン・サミットの合意に従い、経済の硬直性とインバランスの除去を通じ経済成長を促進するよう要請。また、債務累積国に対しては、投資制限その他の規制を除去して経済成長を図るよう要請。
10. 米国は諸外国と貿易戦争を求めるものではなく、全ての国の利益となる世界貿易システムの拡大と高揚のために協力するよう呼びかけている。

(資料2) アメリカの新貿易政策に関する藤波内閣官房長官談話

(出典) 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室データベース『世界と日本』、  
日本政治・国際関係データベース

1. レーガン大統領は自由で公正な貿易体制の維持強化に対する強いコミットメントを鮮明に打出し、このための米国の役割の重視、国際協力の必要性につき訴えておられるが、我が国

政府としてもかかる基本的考え方を支持するものであり、米国政府と確固とした協力を行っていききたい。

2. かかる貿易政策に基づいて米国内での強い保護主義への動きが阻止されることを期待する。他方、このためにも我が国は我が国の国際経済社会における責任と役割を遂行していくことが必要であり、アクション・プログラム、日米モス協議等を通じて行ってきた市場アクセス改善努力及び内需拡大努力等を全うしてまいりたい。
3. 大統領は国際貿易を拡大展開していくうえで、ガット・ニューラウンドの推進、米国の財政赤字削減努力をはじめとする各国のマクロ経済政策の重視、国際通貨体制の強化等包括的な政策が必要である旨協調しておられるが、我が国政府としても同様の考え方を有しており、これら多様な側面での協力関係を維持していききたい。

なお、ガット・ニューラウンドにつき大統領は交渉が開始されないような場合には地域的あるいは二国間の取極に向う可能性を示唆しておられるが、我が国政府としては米国がこのような方向に向うことのないよう早期にニューラウンド交渉が軌道に乗ることを強く期待する。

4. 米国の新貿易政策に基づく通商法 301 条の適用問題等について我が国政府として主張すべきは主張していくことはもちろんであり、これら個別の貿易問題についても日米両国政府間の冷静な話し合いで建設的な問題解決をはかっていきたい。

### (資料3) 米国の新通商政策に関する 1986 年の世界経済白書での記述

9月にニューヨークで行われたG5(日・米・英・西独・仏の先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議)の開催とアメリカの包括的な新通商政策の発表は、保護主義への流れを防止し、世界貿易の安定的発展と世界経済の持続的成長を図る上で、日米通商関係のみならず世界経済にとっても極めて意義深いものであった。

9月22日のG5の開催を契機に、それまでアメリカの貿易赤字を拡大させる方向に作用していたドル高が急速に是正され始めた。また、その後の金利引下げの実施等の先進国間の政策協調をもたらす嚆矢となった。

G5の翌日に発表されたアメリカの新通商政策は、アメリカ行政府が従来から採ってきた自由貿易体制維持の姿勢を改めて明確にしたものと主張されている。

その特徴は、①自由・公正貿易を追求するとの立場から、議会の保護主義を抑えつつ、貿易相手国の不正貿易是正のため、74年通商法301条(貿易相手国政府の不正行為の是正)の運用強化等を図るとしていること、②自由貿易と輸出の促進を図るため、新ラウンドの推進、二国間、地域間取極を活用することを提言していること、③世界経済及びアメリカ経済の改善を図るため、財政赤字の削減、税制改革、通貨等各国のマクロ経済政策面での国際協調を謳っていること等である。

以上のように、日米両国が貿易摩擦問題の解決のため、交渉の継続と前向きに対応を行ってきたことは、G5以降の急速なドル高是正という経済環境の変化とともに、アメリカの保護主義の高まりに一応の歯止めをかけ、良好な日米経済関係を維持することにこれまでのところ成功していると評価されよう。しかしながら、①日米貿易摩擦の背景にある巨額の対外不均衡の存在や86年秋の中間選挙を控えたアメリカの政治情勢等には、基本的には変化が見られないこ

と、②「不公正」とは何であるかにつき客観的な基準が存在しない以上、通商法規の運用等によっては個別の摩擦が激化する可能性も否定しえないこと、③G5以降のドル高是正は、中長期的にはアメリカの貿易収支改善をもたらすことが期待されるものの、当面はJカーブ効果により貿易赤字を見掛け上拡大する方向に働くこと等、日米通商関係を巡る環境は依然として樂觀できない状況にあると言える。

### 【参考文献】

- 小倉和夫[1982], 「日米経済摩擦 表の表情ウラの事情」, 日本経済新聞社.  
 落合浩太郎[1994], 「日米経済摩擦－全体像を求めて－」, 慶應通信株式会社.  
 経済白書[各年版], 経済企画庁.  
 世界経済白書[各年版], 経済企画庁.  
 小峰隆夫[1986], 「経済摩擦 国際化と日本の選択」, 日本経済新聞社.  
 佐々木隆雄[1997], 「アメリカの通商政策」, 岩波新書 526, 岩波書店.  
 佐藤定幸[1987], 「日米経済摩擦の構図」, 有斐閣.  
 通商白書[各年版], 通商産業省.  
 フクシマ, G.S. [1992], 「日米経済摩擦の政治学」, 朝日新聞社.  
 細谷千博[1989], 「日米欧の経済摩擦をめぐる政治過程」, 『NIRA 研究叢書』  
 NO. 890049, 総合研究開発機構.  
 船橋洋一[1987], 「日米経済摩擦 その舞台裏」, 岩波新書 376, 岩波書店.

## 第5章 金融自由化

### 第1節 日本の金融自由化の流れ

#### (1) 「護送船団方式」

日本の高度経済成長を支えた要因の1つとして、潤沢な成長資金の確保とそれを可能にした安定した金融システムが挙げられる。

戦後の過度の資金不足に悩む企業に対して資金を提供するためには零細小口預金を吸収して産業資金として融資するシステムが必要であるが、そのためには昭和金融恐慌時に見られたような経営の不安定性を払拭して、安心して預金できる金融機関が必要であった。

こうした背景の下で銀行業に対するいわゆる「護送船団方式」が実施された。この方式下では非効率な零細金融機関も生き残ることが可能であり、預金獲得の能力さえあれば余資を都銀等の大手金融機関に回すことで利鞘を稼ぐことができた。その際、預金金利はその上限を規制されることによって、金融機関同士の預金獲得における価格競争は回避された。また預金と競合的な金融商品といえば預